

第51回

桜美会 税法実務研修会

開催のご案内

平素は、桜美会活動に種々ご協力を賜りありがとうございます。

さて、ご好評をいただいております恒例の「税法実務研修会」を、以下のとおり開催いたします。多数ご参加くださいますよう、ご案内いたします。

なお、この研修会は、桜美会会員でない先生方も参加可能ですので、お誘い合せの上、ご参加ください。

研修会開催の最新状況につきましては、桜美会ホームページに掲載いたしますので、ご確認願います。

日 時 令和6年10月9日(水)

13:00 ~ 17:00

(開場12:00)

場 所 エル・おおさか(エル・シアター)

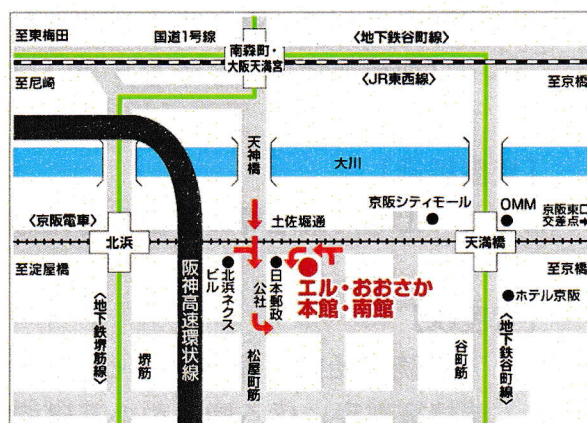
大阪市中央区北浜東3-14 ☎06-6942-0001

(地下鉄谷町線天満橋②出口、京阪線天満橋東出口より西へ300メートル)

会 費 会 員 2,000円 (資料代として)

非会員 3,000円 (資料代含む)

会費は当日受付にてお支払いください。



研修内容 会員より寄せられた次のような事例を取り上げ、質疑応答形式で解説いたします。

- 改正法令・通達の理解を深めるもの
- 実務上頻度の多いもの
- 取扱い上紛らわしいもの 等

応 答 者 大阪国税局 課税第一部 審理課主査 等

質 疑 者 桜美会 研修部員

研修事例 「研修事例(問題集)」は、桜美会ホームページで全文掲載します。(8月下旬予定)

資 料 等 当日の参加者には、「問題集」と、併せて事例解説で用いたパワーポイント等の「解説用資料集(桜美会作成)」をお渡しいたします。

事例は桜美会
HPに掲載!!

参加者には
資料集も!!

※ 近畿税理士会認定研修(4.0時間)です。

研修受講カードを持参して下さい。

事 例 目 次 (予定)

※ 研修会当日に事例を取り上げる順序は、以下に記載した順序と異なる場合があります。

【法人税・消費税・電帳法】

- Q 1 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の見直しについて
- Q 2 役員報酬について（減額支給した場合）
- Q 3 特定資産の買換えに係る手続の改正について
- Q 4 2025 大阪・関西万国博覧会に係る入場券の取扱いについて
- Q 5 加算税に係る最近の税制改正について
- Q 6 インボイス制度について（個別事例）
- Q 7 電子取引の保存に係る猶予措置について

【所得税】

- Q 1 令和 6 年分所得税の定額減税について
- Q 2 建物の取壊し費用等の所得税法上の取扱いについて
- Q 3 令和 6 年以降入居の住宅借入金等特別控除について
- Q 4 調査における違法事由と調査を基礎とする処分の効力等に係る課税関係について
（神戸地裁令和 6 年 1 月 30 日判決を参考として）

【資産評価】

- Q 1 「土壌汚染地等の評価の考え方について（情報）」の概要等について

【資産税】

- Q 1 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間の見直し及び相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の特例の創設について
（更問）相続時精算課税適用に係る贈与税申告書及び相続時精算課税選択届出書が申告期限までに提出されなかった場合のゆうじょ規定について
- Q 2 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の改正について
（更問）教育資金贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額の意義について
- Q 3 投資一任口座（ラップ口座）で株取引を行った場合の所得区分について
（更問）被相続人が契約していたラップ口座内の上場株式を相続人が売却した場合の相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（措置法第 39 条）の適用の可否について
- Q 4 相続税法における更正の請求の特則について
（更問）最高裁令和 3 年 6 月 24 日判決（相法 32 条 1 項 1 号関係）について

（令和 6 年 8 月 27 日現在）